

熊本県天草飛行場業務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号。以下「条例」という。）、熊本県天草飛行場条例施行規則（平成12年熊本県規則第2号。以下「規則」という。）及び熊本県天草飛行場運用規程（平成12年熊本県告示第159号。以下「運用規程」という。）に基づく熊本県天草飛行場（以下「飛行場」という。）の管理について必要な事項を定めるとともに、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「省令」という。）で定める空港等の機能の確保に関する基準に従って、飛行場を管理するための飛行場の業務処理の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程又はこの規程に基づく要領等において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飛行場使用者 条例第4条第4項に規定する航空機の離着陸又は停留のため飛行場の施設を使用する者をいう。
- (2) 制限区域 条例第10条に規定する着陸帯、誘導路、エプロンその他知事が立入を制限する区域をいう。
- (3) 制限区域立入り 制限区域に立ち入る行為をいう。
- (4) 制限区域内立入者 航空機に乗降する乗員若しくは旅客、又は条例第10条ただし書の規定により制限区域内立入りの許可を受けた者をいう。
- (5) 制限区域内車両運行 制限区域内において車両を運行の用に供する行為をいう。
- (6) 制限区域内車両運行者 条例第11条ただし書の規定により制限区域内車両運行の許可を受けた者をいう。
- (7) 制限区域内車両運転 制限区域内において車両を運転する行為をいう。
- (8) 制限区域内車両運転者 条例第11条ただし書の規定により制限区域内車両運転の許可を受けた者をいう。
- (9) 構内営業 飛行場内での営業をいう。
- (10) 構内営業者 条例第13条第1項の規定により構内営業の許可を受けた者をいう。
- (11) 工作物の設置等 飛行場内において工作物を設置する行為、又は、その工作物を増築、改築、若しくは除去する行為をいう。
- (12) 工作物設置者 条例第14条の規定により工作物の設置等の許可を受けた者をいう。
- (13) 土地等の使用 飛行場内の知事が管理する土地、建物等を使用する行為をいう。
- (14) 土地等使用者 条例第15条の規定により土地等の使用の許可を受けた者をいう。
- (15) 着陸料等 条例第17条第1項に規定する着陸料及び停留料並びに施設使用料をいう。
- (16) 管理、運用業務 次号から第20号までのこの規程で定める業務を総称する場合に用いる。
- (17) 飛行場管理業務 次号から第20号までに規定する運用業務、航空保安業務又は一般管理業務以外の次に掲げる業務をいう。
 - イ 飛行場面管理業務 着陸帯、誘導路、エプロンその他の飛行場面の点検、積雪又は凍結時の調査、鳥獣対策、停留地の管理、航空機の誘導等に関する業務をいう。
 - ロ 制限区域安全管理業務 制限区域内立入り又は制限区域内車両運行若しくは制限区域内車両運転の許可その他の制限区域の安全管理に関する業務をいう。

- ハ 航空機災害等処理業務 飛行場及びその周辺における航空機事故並びに火災等の災害（以下「航空機災害等」という。）が発生した場合の連絡、消火、救難その他必要な措置に関する業務をいう。
 - ニ 警備保安業務 飛行場の警備又は飛行場に關連する航空機犯罪の防止対策及びこれが発生した場合の必要な措置に関する業務をいう。
 - ホ 飛行場土木施設等管理業務 飛行場標識その他の土木施設の維持など、イからニまでに掲げる業務以外の航空機の離着陸の安全を確保するために行う飛行場の維持管理に関する業務をいう。
- (18) 運用業務 次に掲げる業務をいう。
- イ 飛行場使用許認可業務 飛行場使用者に対する使用承認、使用に係る例外許可又は飛行場の運用時間の変更に関する業務をいう。
 - ロ 情報提供等業務 飛行場の対空通信室から無線電話により、飛行場を利用する航空機に対して、その運航に必要な情報（以下「飛行場情報」という。）を提供し、又は航空情報等の資料（以下「航空情報等資料」という。）を掲示する業務をいう。
 - ハ 航空情報発行依頼等業務 航空情報の発行依頼又は入手した航空情報の点検若しくは整理等に関する業務をいう。
- (19) 航空保安業務 次に掲げる業務をいう。
- イ 制限区域内工事実施業務 制限区域内で工事を実施する場合の航空機の運航の安全確保及び当該工事の安全管理に関する業務（ただし、工事の実施に伴う制限区域内立入り、制限区域内車両運行又は制限区域内車両運転に関しては第17号ロの制限区域安全管理業務の規定を準用する。）をいう。
 - ロ 航空保安無線施設等管理業務 対空通信施設、航空保安無線施設等の管理、運用及び保守に関する業務をいう。
 - ハ 航空灯火・電気設備等管理業務 航空灯火、電気施設等の管理、運用及び保守に関する業務をいう。
- (20) 一般管理業務 次に掲げる業務をいう。
- イ 制限行為等管理業務 条例第9条に規定する入場制限又は条例第12条ただし書に規定する禁止行為の例外許可に関する業務をいう。
 - ロ 構内営業等許認可業務 構内営業、工作物の設置又は土地等の使用の許認可に関する業務をいう。
 - ハ 使用料徴収等業務 着陸料等の徴収、減免等に関する業務をいう。
- (21) 所長 本県が飛行場の管理を行うため設置した熊本県天草空港管理事務所（以下「管理事務所」という。）の長をいう。
- (22) 職員 管理事務所に勤務する職員をいう。
- (23) 運用者 飛行場の管理運用業務について、業務を受託した者又はその受託業務に従事する者をいう。
- (24) 港湾課長 熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）に規定する飛行場に関する事務を分掌する本庁の課の長（熊本県土木部河川港湾局港湾課長）をいう。
- (25) 熊本空港長 地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令25号）第36条に規定する熊本県を管轄区域とする熊本空港の長をいう。
- (26) 熊本進入管制所 熊本空港において進入管制業務を分掌する機関をいう。
- (27) 福岡管区气象台 気象庁組織規則（平成13年国土交通省令第3号）第83条に規定する熊本空港を担任する福岡管区气象台をいう。

(運用時間の変更)

第3条 所長は、規則第2条ただし書に規定する飛行場の運用時間の変更は、定期的に運航する航空機の

遅延の場合は、当該航空会社の申し出により判断するものとする。なお、この場合の運用時間の延長は、原則として1時間以内とする。

- 2 所長は、規則第2条ただし書に規定する飛行場の運用時間の変更の決定に当たっては、必要に応じて熊本空港長と協議するものとする。
- 3 所長は、飛行場の運用時間の延長を決定したときは、飛行場情報の提供、航空保安無線施設、気象観測、航空灯火・電気施設等の管理及び運用その他必要な管理、運用業務の処理体制を講じなければならない。

(航空機による施設の使用届書の受理)

第4条 所長は、飛行場の運用時間外における航空機による使用（以下「運用時間外使用」という。）を内容とする飛行場施設使用（変更）届書（規則別記第1号様式。以下「飛行場施設使用届書」という。）を受け付けたときは、運用時間外使用許可申請書（規則別記第2号様式）を併せて提出させなければならない。

- 2 所長は、制限重量を越える航空機による使用を内容とする飛行場施設使用届書を受け付けたときは、制限重量超過航空機使用許可申請書（規則別記第3号様式）併せて提出させなければならない。
- 3 所長は、飛行場施設使用届書の受理に当たっては、定期的に運航する航空機の使用届書を優先して受理することができる。
- 4 所長は、飛行場施設使用届書を受理したときは、飛行場管理上必要な指示をするとともに、着陸料等の納付方法、その他飛行場の使用上必要な事項を確認させなければならない。
- 5 緊急を要する場合で、電話その他の方法によって届け出た者に係る前項の指示及び確認は電話その他の方法によりすることができる。
- 6 飛行場使用者は、飛行場施設使用届書に運航計画その他の飛行場施設の使用計画を記載した書類を添付して、使用開始予定日の1か月前から、使用開始予定日後1月分をまとめて届け出ることができる。
- 7 所長は、前項の届出を受け付けたときは、当該飛行場使用者の過去2月間の使用実績を勘案する等予定使用期間の使用が概ね確実であると認められるかどうかを審査するものとし、確実と認めることができない場合は、予定使用期間の短縮を指示することができる。

(運用時間外使用の許可)

第5条 所長は、条例第4条第2項に規定する運用時間外の使用については、同条第3項に規定する行為が確実に行われると認められる場合で、かつ次の各号のいずれかに該当する場合に限り、許可することができるものとする。

- (1) 公用のための使用の場合
- (2) 災害及び人命に係わる緊急事態の場合
- (3) 医療助産、報道その他公益上の事由による使用の場合
- (4) その他特別の事由があると認められる場合

- 2 所長は、運用時間外使用の許可の決定をしたときは運用時間外使用許可書（別記第1号様式）を、不許可の決定をしたときは不許可決定書（別記第2号様式）を、当該申請者に対して交付するものとする。ただし、緊急を要する場合で、電話その他の方法によって申請した者に対しては、許可又は不許可の旨を電話その他の方法により通知できるものとする。
- 3 所長は、前項の許可に当たっては、飛行場の運用時間外の使用であることを考慮した指示を行うことができる。
- 4 所長は、運用時間外使用の許可をしたときは、当該運用時間外使用許可申請書の写しを作成し、これを飛行場施設使用届書とみなして業務を行うことができる。

(制限重量超過航空機の使用許可)

第6条 所長は、条例第5条ただし書に規定する制限重量超過航空機の使用については、別に定める「制限重量超過航空機の使用許可基準」に適合する場合に限り、許可することができるものとする。

2 所長は、制限重量超過航空機使用の許可を決定したときは制限重量超過航空機使用許可書（別記第3号様式）を、不許可の決定をしたときは不許可決定書（別記第2号様式）を、当該申請者に対し交付するものとする。

3 所長は、制限重量超過航空機使用許可書を交付した者に対して、飛行場施設使用届出書（規則別記第1号様式）を提出させなければならない。

(情報提供業務等の処理)

第7条 運用規程に規定する次の各号に掲げる業務は、別に定める当該各号に掲げる実施要領により、適正に業務を処理するものとする。

(1) 飛行場情報を提供する業務 飛行場情報提供業務実施要領

(2) 気象観測業務 気象観測業務実施要領

(3) 航空情報等資料を掲示する業務 航空情報等資料掲示業務実施要領

2 所長は、前項各号の業務を実施するに当たり、当該業務が熊本空港事務所、福岡管区气象台その他の機関の業務と関係する場合には、当該関係機関との間において、業務の実施に関する協定を締結することができる。

(供用の一時停止等及び通報)

第8条 所長は、天災その他の原因により航空機の離発着の安全を阻害する恐れが生じたときは、この規程に定めるところにより、直ちに飛行場の供用を一時停止する等危険防止のため必要な措置を講じるものとする。

2 所長は、前項に定める措置を講じたときは、その旨を速やかに港湾課長、熊本空港長及び国土交通省大阪航空局の関係機関に通報するものとする。

(航空情報発行依頼等)

第9条 所長は、飛行場の運用時間の変更、工事等のため飛行場の運用制限を行う場合には、必要に応じて、別に定める「天草飛行場の空港機能管理規程(セイフティ編)」（以下「セイフティ編」という。）に基づき、法第99条及び省令第209条の2に定める航空情報（航空路誌、同改訂版、同補足版、航空情報サーキュラー及びノータムをいう。）のうち、航空路誌改訂版、同補足版及び航空情報サーキュラーについては、大阪航空局管理課監理係へ依頼をする。また、ノータムについては、国土交通省航空局航空情報センターに通報するものとする。

2 所長は、国土交通省航空局から航空情報を入手したときは、セイフティ編に基づき点検、整理を行い、常に飛行場使用者に対して当該情報を提供できるよう維持管理するものとする。

(飛行場面の点検)

第10条 所長は、セイフティ編に基づき、飛行場面の点検を実施し、点検後の必要な措置を講じるとともに、点検において異常を認めたときは、これを周知し、必要に応じてノータム等航空情報の発行依頼等を行い、飛行場面の適切な管理を行うものとする。

2 所長は、セイフティ編に基づき、空港土木施設の適正な維持管理を行うものとする。

(停留地の管理)

第11条 所長は、別に定める「停留地管理要領」に基づき、エプロン内の停留地（以下「スポット」という。）の管理を行い、航空機の円滑なスポット使用を図るものとする。

(鳥獣対策)

第12条 所長は、航空機の安全を図るため鳥獣の駆逐に努めるものとする。

(雪氷調査)

第13条 所長は、セーフティ編に基づき、航空機の移動する区域に積雪又は凍結があるときには、雪氷調査の実施、調査結果の周知及びノータムを通報するものとする。

2 所長は、前項の雪氷調査の結果、航空機の離着陸に支障がある区域を認めたときは、直ちに飛行場の使用予定者に対し飛行場の使用の自粛を要請するとともに、雪氷の状況によっては当該区域の一時閉鎖その他必要な措置を講じることができるものとする。

(障害物件)

第14条 所長は、飛行場の内外に設置又は植栽された物件が、進入表面若しくは転移表面に抵触し、又は著しく接近しているため航空機の航行に特に障害を及ぼす物件（以下「障害物件」という。）となっていないかどうか、常に点検を励行し、障害物件の把握に努めるものとする。また、所長は、必要に応じ、当該物件の実測を行うものとする。

2 所長は、障害物件があると認めたときは、速やかにノータムを通報し、必要に応じて、飛行場の運用の制限等の措置を講じるとともに、物件の所有者に対し当該物件の除去を求める等必要な措置を講ずるものとする。

(入場制限)

第15条 条例第9条の飛行場の管理上、飛行場への入場を制限し又は禁止する必要があると認める場合は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 警察等の要請があった場合
- (2) 貴賓者の送迎等があった場合
- (3) 航空機不法奪取等の犯罪が発生した場合
- (4) 災害その他特別の事由がある場合

2 所長は、条例第9条の規定により入場を制限し、又は禁止する場合には、必要に応じ次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 入場を制限する時間及び場所の指定
- (2) 入場口の指定
- (3) 身分証明書の提示等による入場者のチェック
- (4) 整理員の配置
- (5) 関係機関の協力要請
- (6) 立札の掲示等による航空利用客への周知
- (7) その他所長が飛行場管理上必要と認める措置

(制限区域の安全管理)

第16条 所長は、別に定める「制限区域安全管理要領」に基づき、制限区域内立入り、制限区域内車両運行又は制限区域内車両運転の許可事務を行い、制限区域内立入者、制限区域内車両運行者又は制限区域内車両運転者に当該管理要領を遵守させ、制限区域の秩序を維持するものとする。

(制限区域内工事の実施)

第17条 所長は、別に定める「制限区域内工事实施要領」に基づき、制限区域内の工事を実施するとともに、工事の実施に伴う飛行場若しくは航空保安施設の供用の休止又は運用の制限により生じる航空機の運航制限に関する手続き等を行い、制限区域内工事实施業務を行うものとする。

(爆発物携帯等の許可)

第18条 所長は、条例第12条第2号に規定する爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯若しくは運搬（以下「爆発物携帯等」という。）又は第3号に規定する可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件の保管若しくは貯蔵（以下「爆発物保管等」という。）については、次に掲げる場合に限り、同条ただし

書の許可をすることができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために行う場合
- (2) 飛行場使用者、構内営業者、工作物設置者、又は土地等使用者が、その使用、営業、業務その他許可を受けた目的を達成するために行う場合
- (3) 飛行場に係る工事を実施する者が工事のために行う場合
- (4) その他やむを得ず行わなければならない特別の事由があると認められる場合

2 所長は、爆発物携帯等の許可の決定をしたときは爆発物携帯等許可書（別記第4号様式）を、爆発物保管等の許可の決定をしたときは爆発物保管等許可書（別記第5号様式）を、また、それぞれ不許可の決定をしたときは不許可決定書（別記第2号様式）を当該申請者に対して交付するものとする。

3 所長は、第1項の許可に際し、次に掲げる措置の実施を当該申請者に対して指示することができる。

- (1) 携帯若しくは運搬又は保管若しくは貯蔵について、その日時又は期間及び場所を限定すること
- (2) 許可期間中の使用設備の適正な管理等安全対策に必要な措置を講ずること

（裸火使用の許可）

第19条 所長は、条例第12条第4号に規定する裸火の使用については、次に掲げる場合に限り、同条ただし書の許可をすることができるものとする。

- (1) 飛行場使用者、構内営業者、工作物設置者、又は土地等使用者が、その使用、営業、業務その他許可を受けた目的を達成するために行う場合
- (2) 飛行場に係る工事を実施する者が工事のために行う場合
- (3) その他やむを得ず行わなければならない特別の事由があると認められる場合

2 所長は、飛行場における裸火に使用の許可の決定をしたときは裸火使用許可書（別記第6号様式）を、不許可の決定をしたときは不許可決定書（別記第2号様式）を、当該申請者に対して交付するものとする。

3 所長は、第1項の許可に際し、次に掲げる措置の実施を当該申請者に対して指示することができる。

- (1) 使用期間及び場所は、必要最小限に止めること
- (2) 使用中は、現場に責任者を配置する等安全対策に必要な措置を講ずること
- (3) 使用後は、速やかに所長に報告すること

（飛行場における小型無人機の飛行承認）

第19条の2 条例第12条第7号に該当する禁止行為のうち、天草飛行場の空港供用規程（平成21年7月29日制定）第4条第2号で規定する知事の承認を受けて飛行場の用地の上空において小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項に規定する小型無人機をいう。）を飛行させる場合の取扱いについて、所長は、別に定める「天草飛行場における小型無人機飛行承認申請要領」に基づき処理するものとする。

（航空保安無線施設等の管理）

第20条 所長は、セイフティ編に基づき、航空保安無線施設等管理業務を適正かつ確実に処理するものとする。

（航空灯火・電気施設等の管理）

第21条 所長は、セイフティ編に基づき、航空灯火・電気施設等管理業務を適正かつ確実に処理するものとする。

（緊急計画）

第22条 所長は、セイフティ編に基づき、航空機災害等が発生した場合における必要な措置を講じるものとする。

(保安計画)

第23条 所長は、別に定める「天草飛行場の空港機能管理規程(セキュリティ編)」に基づき、飛行場に関連する航空機犯罪の防止対策及び発生時における必要な措置を講じるものとする。

(飛行場業務日誌の作成)

第24条 所長は、省令第92条第9号に定める事項を、別に定める「飛行場業務日誌作成要領」に基づき、毎日記録し、これを1年間保管しなければならない。

(構内営業の許可)

第25条 所長は、条例第13条第1項の構内営業については、次に掲げる場合に限り、許可又は変更許可を行うことができるものとする。

- (1) 飛行場の機能を確保するため必要な営業行為を行おうとする場合
- (2) 飛行場利用客の利便を確保するために必要な営業行為を行おうとする場合
- (3) その他特別の事由があると認める場合

2 所長は、構内営業の許可又は変更許可の決定をしたときは構内営業(変更)許可書(別記第7号様式)を、不許可の決定をしたときは不許可決定書(別記第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(工作物の設置の許可)

第26条 所長は、条例第14条の工作物の設置等については、次のいずれかの場合に該当し、かつ、当該工作物が進入表面又は転移表面に抵触しない場合に限り、許可することができるものとする。

- (1) 直接又は間接に飛行場に便宜となる事業又は施設の用に供するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が飛行場に直接関連のある事業を行うための用に供するとき。
- (3) 運輸事業、水道事業、電気又はガス供給事業その他の公共事業の用に供するとき。(特に必要やむを得ないと認めるものに限る。)
- (4) 空港利用促進に寄与すると認められる事業を行うための用に供するとき。
- (5) 前各号のほか、飛行場の管理上やむを得ないと認めるとき。

2 所長は、工作物の設置等の許可の決定をしたときは工作物設置等許可書(別記第8号様式)を、不許可の決定をしたときは不許可決定書(別記第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(土地等の使用許可等)

第27条 所長は、条例第15条の土地等の使用については、前条第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、許可することができるものとする。

ただし、広告物の掲示については、公序良俗に反する等公共施設に掲示するのにふさわしくない内容以外であれば、許可できるものとする。

- 2 所長は、土地等の使用の許可の決定をしたときは土地建物等使用(変更)許可書(別記第9号様式)を、不許可の決定をしたときは不許可決定書(別記第2号様式)を申請者に交付するものとする。
- 3 県の他部局が申請者となる土地等の使用については、許可を承認と読み替えるものとし、手続き等は第1項による許可と同様の取り扱いによるものとする。
- 4 第1項の許可の事務については、条例及び規則に定めるもののほか、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)及び熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)の定めるところによるものとする。

(使用許可の期間及び添付書類の省略)

第28条 第25条、第26条及び前条の使用許可については、原則として年度単位とする。ただし、継続して使用する場合であって、その内容に変更がない場合には、翌年度以降の添付書類を省略することができる。

(着陸料等の納付場所等)

第29条 条例第17条第3項の規定による着陸料等は、管理事務所又は飛行場内の所長が指定する場所において受領するものとする。

(特別徴収の承認)

第30条 条例第17条第3項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、着陸料等の徴収は、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 航空運送事業者（法第100条の許可を受けた者）又は構内営業者が、飛行場又は飛行場施設を使用しようとする場合 1月分を一括して納入通知書により納付
- (2) 将来にわたり継続的に飛行場を事業活動で使用しようとする航空機使用事業者（法第123条の許可を受けた者）が、飛行場を1月を越えて継続して使用しようとする場合 1月分を一括して納入通知書により納付
- (3) 将来にわたり継続的に飛行場を使用しようとする飛行場使用者（第1号で規定する「航空運送事業者」及び前号に規定する「航空機使用事業者」を除く。）が、飛行場を1月を越えて継続して使用しようとする場合 1月分を一括して納入通知書により納付
- (4) 1日に2回以上飛行場を使用しようとする場合 一括して事前又はその最後の使用時に現金で納付
- (5) 1日に1回以上の飛行場の使用が2日以上連続する場合 一括して事前又はその最後の使用時に現金で納付

2 前項の各号に掲げる場合における着陸料等の徴収方法は、それぞれ当該各号に定める期間内において特別徴収予定期間分の着陸料等を徴収できることが確実な場合にのみ認めるものとする。

3 所長は、条例第17条第3項ただし書の規定を適用する場合、それを希望する者に対し、特別徴収承認申請書（別記第10号様式）を1部提出させものとする。ただし、第1項第4号及び第5号については、当該申請書の提出を省略することができる。

4 所長は、着陸料等の特別徴収について承認の決定をしたときは、特別徴収承認書（別記第11号様式）を、不承認の決定をしたときは不承認決定書（別記第12号様式）を、当該申請者に対して交付するものとする。

(着陸料等の減免)

第31条 条例第18条に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に免除する着陸料等は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために飛行場を使用する場合 着陸料及び停留料の全額
- (2) 航空交通管制その他行政上の必要から着陸を命ぜられた場合 着陸料及び停留料の全額
- (3) 離陸後やむを得ない理由のため、他の飛行場に到着することなく、再び飛行場に到着する場合 着陸料の全額
- (4) やむを得ない事情による不時着の場合 着陸料及び停留料の全額
- (5) 航空機の検査等に係る試験飛行のために着陸した場合 着陸料の全額
- (6) 救急搬送活動のために着陸した場合 着陸料及び停留料の全額
- (7) 県が主催又は共催等する天草空港利用促進を目的とした事業等で飛行場施設を使用した場合
 - ①事業で誘致した航空機が着陸した場合 着陸料及び停留料の全額（有償遊覧飛行を除く）
 - ②土地又は建物を使用する場合 施設使用料の全額
- (8) 前七号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない理由があると認めた場合 知事が免除の必要があると認める着陸料等の額

2 所長は、条例第17条に規定する着陸料等の減免を受けようとする者に対し、着陸料等減免申請書（別記第13号様式）を提出させるものとする。

3 所長は、前項の申請書を受理した場合、第1項第1号から第7号に該当するものにあつては承認、不

承認の決定を行うものとし、同項第8号に該当するものにあつては、速やかに港湾課長に副申する。

- 4 所長は、前項の着陸料等の減免の承認の決定をしたときは、着陸料等減免承認書（別記第14号様式）を、不承認の決定をしたときは不承認決定書（別記第12号様式）を、または、港湾課長からの承認書又は不承認決定書を申請者に交付するものとする。

（協議事項）

第32条 所長は、前条の規定を変更しようとする場合は、事前に港湾課長と協議を行うものとする。

（改正後の業務処理規程の通知）

第33条 所長は、この規程を改正した場合は、改正内容を示した書類を添付し港湾課長へ通知するものとする。

附 則

この規程は、平成12年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

熊本県指令天管第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

運用時間外使用許可書

年 月 日付けで申請の天草空港の施設を運用時間外に使用することについては、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第4条第2項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

1 使用航空機の型式

国籍記号及び登録記号

2 使用日時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

3 指示事項

- (1) 天草空港の施設の使用に係る飛行について、航空法（昭和27年法律第231号）第97条第1項又は第2項に規定する飛行計画の通報を行ったとき（天草空港の運用時間外のときを除く）に、飛行計画の概要を天草空港管理事務所に連絡すること。
- (2) あらかじめ、熊本県天草飛行場条例（以下「条例」という。）、熊本県天草飛行場運用規程（平成12年熊本県告示第159号）等で定める飛行場の運用に関する事項を確認しておくこと。
- (3) 空港の施設を使用するときは、条例第4条第3項に規定する飛行場施設の点検等を行い、当該施設が航空機の離着陸に支障がないことを、自ら確認すること。
- (4) 緊急やむを得ない場合を除き、使用航空機の離陸又は着陸を支援できる要員の配置及び機器等の配備その他必要な措置を講じること。
- (5) 使用後は、速やかに天草空港管理事務所長に使用内容を報告するとともに、着陸料等を納付すること。
- (6) その他、天草空港管理事務所長の指示があったときは、これに従うこと。

別記第2号様式（第5条、第6条、第18条、第19条、第27条関係）

熊本県指令天管第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

不許可決定書

年 月 日付けで申請の は、
次の理由により許可できません。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

理由

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。

別記第3号様式（第6条関係）

熊本県指令天管第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

制限重量超過航空機使用許可書

年 月 日付で申請の制限重量超過航空機により天草空港を使用することについては、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第5条ただし書の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

1 使用航空機の型式

国籍記号及び登録記号

2 使用日時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

3 使用航空機の使用航空機の離陸又は着陸重量

(1) 離陸するときの重量 トン以下とする。

(2) 着陸するときの重量 トン以下とする。

別記第4号様式（第18条関係）

熊本県指令天管第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

爆発物携帯等許可書

年 月 日付で申請の天草空港における爆発物（危険を伴う可燃物）を携帯（運搬）することについては、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第12条ただし書の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

1 許可する爆発物（危険を伴う可燃物）

2 許可する場所

3 許可する期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

4 指示事項

- (1) 許可期間中は、爆発物（危険を伴う可燃物）を携帯又は運搬する場合に使用する用具、機器その他の設備の適正な管理に努めること。
- (2) その他必要な措置を講じ、安全管理に万全を期すること。
- (3) 天草空港管理事務所長の指示があったときは、これに従うこと。

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第5号様式（第18条関係）

熊本県指令天管第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

爆発物保管等許可書

年 月 日付けで申請の天草空港における指定場所以外で可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管（貯蔵）することについては、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第12条ただし書の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

1 許可する可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件

2 許可する場所

3 許可する期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

4 指示事項

- (1) 許可期間中は、可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管又は貯蔵する場合に使用する用具、機器その他の設備の適正な管理に努めること。
- (2) その他必要な措置を講じ、安全管理に万全を期すること。
- (3) 天草空港管理事務所長の指示があったときは、これに従うこと。

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第6号様式（第19条関係）

熊本県指令天管第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

裸火使用許可書

年 月 日付けで申請の天草空港における裸火の使用については、熊本県天草飛行場
条例（平成11年熊本県条例第56号）第12条ただし書の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

1 許可する場所

2 許可する期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

3 指示事項

- (1) 許可した時間又は場所の範囲内にあっても、裸火を使用する時間又は場所は、必要最小限に止めること。
- (2) 裸火の使用中は、現場に責任者を配置する等安全対策に配慮すること。
- (3) 裸火の使用が終わったときは、速やかに天草空港管理事務所長に報告すること。
- (4) 天草空港管理事務所長の指示があったときは、これに従うこと。

別記第7号様式（第25条関係）

熊本県指令港第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

構内営業（変更）許可書

年 月 日付けで申請の天草空港において構内営業を行うことについて、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第13条の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

1 許可する営業の種類

2 許可する場所

3 許可する期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 許可の条件

- (1) 構内営業許可（変更）申請書の申請事項と相違する営業を行った場合は、この許可を取り消すことがあります。
- (2) 許可の内容を変更又は更新する場合は、熊本県天草飛行場条例第13条第1項に規定する変更の許可を、事前に受けてください。
- (3) この許可を受けた者が、当該許可に係る営業を休止し、又は廃止しようとするときは、熊本県天草飛行場条例施行規則（平成12年熊本県規則第2号）第10条第2項に規定する構内営業休止（廃止）届出書を提出しなければなりません。

別記第8号様式（第26条関係）

熊本県指令港第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

工作物設置等許可書

年 月 日付けで申請の天草空港において工作物の設置等を行うことについて、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第14条の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

1 許可の区分 (1) 設置 (2) 増築 (3) 改築 (4) 用途変更 (5) 除去

2 許可する工作物（以下「当該工作物」という。）

(1) 当該工作物の名称

(2) 設置等する場所

3 許可する期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 許可する用途

5 工作物設置上の制限

(1) 当該工作物の設置等の許可を受けた者は、4の用途以外の用に供してはいけません。

(2) 設置者は、常に、当該工作物が進入表面又は転移表面に抵触しないように維持管理しなければなりません。

(3) 設置者は、当該工作物を担保に供してはいけません。

6 許可の条件

(1) 工作物設置等許可申請書の申請事項と相違する設置等を行った場合、又は、設置者がこの許可の条件に違反したときは許可を取り消すことがあります。

(2) 1に掲げた許可の区分を変更する場合は、熊本県天草飛行場条例第14条後段に規定する許可を、事前に受けてください。

(3) 知事は、当該工作物について、随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持若しくは使用に関し指示することができます。

別記第9号様式（第27条関係）

熊本県指令港第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

土地建物等使用（変更）許可書

年 月 日付けで申請の天草空港において土地又は建物等を使用することについて、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第15条の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

- 1 許可の区分 (1) 土地 (2) 建物 (3) その他 ()
- 2 許可する土地建物等の場所
- 3 許可する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 許可する用途
- 5 使用料等

上記使用料の他、光熱水費等に係る諸経費については、別途必要となります。

6 土地建物等使用上の制限

- (1) 土地建物等使用の許可を受けた者は、4の用途以外の用に供してはいけません。
- (2) 設置者は、許可を受けた土地建物等を担保に供してはいけません。

7 許可の条件

- (1) 土地建物等使用（変更）許可申請書の申請事項と相違する使用等を行った場合、又は、設置者がこの許可の条件に違反したときは許可を取り消すことがあります。
- (2) 許可を受けた内容を変更する場合は、熊本県天草飛行場条例第15条後段に規定する許可を、事前に受けてください。
- (3) 知事は、許可を受けた土地建物等について、随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持若しくは使用に関し指示することができます。

特別徴収承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所

（法人にあつては、申請者が所属する事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては、申請者が所属する事務所名称及び代表者の氏名）

熊本県天草飛行場条例第17条第3項ただし書の規定による着陸料等の納付について特別徴収承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1	着陸料等の区分	(1)着陸料 (2)停留料 (3)土地使用料 (4)建物使用料
2	特別徴収を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	特別徴収を受けようとする理由	
4	希望する納付の方法	納付の形式 (1)現金による (2)納入通知書による
		着陸料を取りまとめる時期 (1)飛行場の使用が終わったとき (2)承認期間内の1月(暦月)が終わったとき
5	使用する航空機	型式
		国籍記号及び登録記号
		最大離陸重量 トン
6	使用する施設	名称
		面積 m ²
		その他
<p>(備考) 1 申請者欄の氏名（法人にあつては代表者の氏名又は支店等の代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。 また、法人にあつて支店等の代表者が申請する場合、申請を行う支店等の住所、支店長名等を記入してください。</p> <p>2 1及び4の欄については、該当数字に○をつけてください。</p> <p>3 5及び6の欄は、必要に応じて記入してください。</p>		

別記第11号様式（第30条関係）

熊本県指令天管第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

特別徴収承認書

年 月 日付けで申請の着陸料等の特別な方法による納付について、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第17条第3項ただし書の規定により、次のとおり承認します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

1 承認する期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 承認する納付の方法

（1）納付の形式 現金による。 / 納入通知書による。

（2）着陸料等を取りまとめる時期

飛行場の使用が終わったとき。 / 承認期間内の1月（暦月）が終わったとき。

（3）納付の時期

現金によるときは、飛行場の使用が終わったとき速やかに、納入通知書によるときは、同通知書で指定する期日までに納付するものとする。

3 承認の条件

2の（3）で指定する期日までに納付しないときは、この承認を取り消します。

また、この承認を取り消された場合には、その処分の後1年間は、着陸料等の特別徴収の承認は受けられないことを、承知してください。

別記第12号様式（第30関係）

熊本県指令天管第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

不承認決定書

年 月 日付で申請の
の理由により承認できません。

は、次

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

理由

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して不服申立をすることができます。

着陸料等減免申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

熊本県天草飛行場条例第18条の規定による着陸料等の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

1 着陸料等の額	区 分	規定の着陸料等の額 (A)	減額（免除）を希望する額 (B)	減額（免除）後の着陸料等の額 (A) - (B)
		円	円	円
2 減額（免除）を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで			
3 減額（免除）を受けようとする理由				
4 使用する航空機	型式			
	国籍記号及び登録記号			
	最大離陸重量	トン		
5 使用する施設	名称			
	面積	㎡		
	その他			
(備考) 1 申請者欄の氏名（法人にあつては代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。 3 1の「区分」欄には、減免を希望する着陸料等を記入してください。 4 4及び5の欄は、必要に応じて記入してください。				

別記第14号様式（第31条関係）

熊本県指令港第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

着陸料等減免承認書

年 月 日付けで申請の着陸料等の減免について、熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）第18条の規定により、次のとおり減額（免除）を承認します。

年 月 日

熊本県知事 氏 名 印

- 1 承認する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 減額・免除の別及び減免する着陸料等の限度額
 - (1) 着陸料等の区分 着陸料 / 停留料 / 土地 / 建物（広告・その他）
 - (2) 減額・免除の別 減額 / 免除
 - (3) 減免する着陸料等の限度額 円
- 3 着陸料等減免申請書の申請事項（期間、理由、使用する航空機等）と相違する天草空港の使用に係る着陸料等の減免はできません。また、この場合にあつては、この減免承認を取り消すことがあります。